

ゆうあい指定居宅介護支援事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人クリエイト静岡が開設する、ゆうあい指定居宅介護支援事業所(以下「ゆうあい」と言う)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」と言う)の適正な運営及び利用者に対する適切な介護サービスの提供を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に適正な介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 「ゆうあい」の介護支援専門員は、要介護状態または要支援状態にある高齢者の要介護認定申請の手続き、訪問調査、介護サービス計画(ケアプラン)の全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 ゆうあい居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 静岡市葵区田町5丁目69番地

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 4人以上(常勤専従3人以上、常勤兼務1人)
【主任介護支援専門員1人以上】、居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (3) 支援相談員 4人以上(兼務)
必要な支援相談を行う。
- (4) 事務職員(兼務)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

- (1) 介護サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 事業所等との連絡調整
- (3) 介護保険施設へ紹介・連絡

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は静岡市の葵区、駿河区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため研修の機会を次の通りもうけるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
 - 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を契約させる。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人クリエイト静岡と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者の虐待防止等)

第9条 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、虐待防止委員会を設置し、管理者が責任者となって利用者の虐待に関する情報の収集を行い、自治体との連絡、連携を強めるとともに、職員の研修計画を作成し、実施する。利用者が虐待を受けた場合は、速やかに、当該利用者の安全の確認を行い、当該自治体の関係機関と連携して解決にあたる。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第10条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。身体的拘束等を行う場合にはその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

付則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月29日から施行する。

この規程は、令和1年7月17日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。